

山口県報

令和元年
11月8日
(金曜日)

目次

○告示

救急診療所でなくなった医療機関（医療政策課）

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正（障害者支援課）

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取（三件）（商政課）

土地改良事業の工事の完了（農村整備課）



山口県告示第二百二十四号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する診療所でなくなった。

令和元年十一月八日

名 称

所 在 地

平生クリニックスセンター

山口県知事 村岡 嗣政
熊毛郡平生町大字平生町五六九の一

山口県告示第二百二十五号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に

関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

別表第二の備考に次のように加える。

5 3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものに係る徴収金については、この表の定めにかかわらず、これを徴収しないものとする。Bの階層に該当する世帯に属する障害児であつて、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る徴収金についても、同様とする。



（二五九）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年十一月八日から令和二年三月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社安成工務店

住 所 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

代表者の氏名 安成 信次

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一番一号

山田 昇

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ミッドフォー	—

四 届出年月日
令和元年十月十七日

五 変更年月日
平成二十五年十一月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コスバ防府
所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

代表者の氏名
安成 信次
山田 昇

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 富永 幸朗	変更後 上野山孝誠
--------------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日
令和元年十月十七日

五 変更年月日
平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コスバ防府
所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

代表者の氏名
安成 信次
山田 昇

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 加栗 章男	変更後 平尾 健一
--------------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日
令和元年十月十七日

五 変更年月日
令和元年九月一日

(一六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月十八日山口県公告(二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月八日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月八日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン宇部
所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 意見の概要
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(一六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月二十一日山口県公告(三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月八日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成三十一年二月二十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称)ドラッグコスモス宮島町店
 所在地 山口市宮島町一〇〇七の六

- 二 意見の概要
 交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求め
 る。

(一六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月二十一日山口県公告(三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月八日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一

- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(一六三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和元年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事業の名称
 県営鑄銭司新堤地区農村地域防災減災事業
- 二 工事完了の時期

令和元年十一月八日
発行

発行人

山口県知事